

委員長	<p>そういったところで、委員の皆さんからのご意見をそれぞれいただいていますので、今日はそれらの意見を事務局の方でまとめてもらっているのですが、それに基づいて更に意見をいただきながら、特別委員会の意見をまとめて、町長へ報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
協議事項 委員長	<p>協議事項の1番ですが、前回委員意見の整理及び県等の考え方などについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします</p>
事務局	<p>説明に入る前に、前回ご意見いただいた件を含めて、10月19日に県条例担当部署の県庁ゼロカーボン推進室とウェブで会議を行い、細かいところを聞き取りした。</p> <p>また県では条例が先日の県議会で可決されたが、規則やマニュアルなどは、まだできていない状況で、一定の考え方は持っていたが、県の規則やマニュアルができるのが早くて年内、遅くても年明けに提示されるというような状況であり、不確定要素もあったことをご承知いただきたい。</p> <p>また他自治体の取り組み事例などについても、いくつかの自治体に聞き取りした内容なども含めてお話しする。</p>
(1) 事務局	<p>【1 住宅や工場の屋根への太陽光パネルの設置について】</p> <p>資料1(1)まとめ(町の考え方)を事務局から説明</p> <p>住宅や工場の屋根の太陽光パネルの設置については、前回の委員会でも届け出不要でいいのではという意見をいただいている。</p> <p>町でも住宅や事業所の屋根への太陽光発電設備の設置を推進しているので、県条例に沿っての対応で届け出不要でいいのではないかと考える。</p> <p>なお屋根太陽光の設置件数の把握については、建築確認申請や景観条例で10kW以上は建設課へ届け出が必要となっており、そういったものの件数やまた補助金での設置件数などにより把握に努めたい。</p>
(2) 事務局	<p>【2 同意書・確認書等について】</p> <p>資料1(2)により事務局から説明</p> <p>①については、県条例第10条で定める説明会後に事業者から提出される書類内容について県へ確認をとオブザーバーから前回いただいたもの。県への確認では、周知方法、周知のエリア、参加人数、説明内容、議事録を想定していて、現時点では出席者名簿の提出は求める予定はないとのことであった。</p>

	<p>②については、同意書は必要とする委員が前回1人いた。これは前回オブザーバーから指摘されたことと似ているが、県内の市で条例を作るときの検討過程において、他自治体の事例であった廃棄物処理施設の建設で、隣接者の同意書提出を事業者に求め、同意書が提出されなかったことで行政側は建設の不許可処分にした。これを不服として裁判を相手方から起こされて行政側が敗訴になった事例。廃棄物処理施設でも不適法だとしており、太陽光で同意書を取れるかというのは無理があると判断して、市では同意書を外したという経緯があるとのことであった。</p> <p>また参考で入れた、他県の産廃施設の条例では、同意書の取得に関しては、同意書が取得されなくても不許可とすることは法律上困難などとして、昨年度条例を改正しており、同意書というのは扱いが難しいものであると感じた。</p>
	<p>③について、説明会に欠席したまたは都合が悪くて欠席した隣接者が説明を受けたという確認書的なものが必要ではないかというご意見を、前回委員2人からいただいた。欠席者の確認書的なものを徴取することを条例、規則で定めている自治体はシステム検索の中では見当たらなかった。</p> <p>県内の市の事例だが、県条例と同内容の条例を制定しており確認した。隣接地の欠席者については事業者から説明会資料等を郵送、ポスティング、持参説明等により対応させていた。ただ過度な事業者への負担をかけないということで確認書的なものを取ってくることは求めていなかった。何かしらの周知をしてくれということをお願いしていた。</p> <p>その上で出席者欠席者の情報を一覧表にして、説明会后提出されているという事例であった。</p> <p>この点について県へ確認したところ、こういったものを求めることを町独自で要綱等で規定することは差し支えないという回答であった。ただし、法規的に大丈夫なのかは担保まではされておらず検討は必要。</p> <p>説明会の周知方法については、各市町村の実情・事情があるので、市町村とも相談して説明会の範囲だとかを確認してくださいとしたいという意向であった。県ではマストは、県のホームページでの告知を考えているということでした。ただし大体誰がそれを毎回見るのかということで意見しまして、引き続き検討していくという回答であった。</p>

	<p>④については担当職員の説明会への出席というご意見だが、県への確認では市町村で判断してもらうことだとしたが、前回オブザーバーからの話と全く一緒に、出席すると非常に微妙な立場に置かれるということ。中立的立場でいなければならないが、住民側から結構押されてしまうということもある。ケースとして起こりうるということで、慎重に考えた方がいいということであった。</p>
事務局	<p>まとめ（町の考え方）を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書については法的にも不適法であるということで、不同意をもって届出を不受理にするというのは無理があると考えます。 ・出席者名簿の提出は、県は出席者名簿を求めない方針だが、委員から意見が出ているように、欠席者の対応ができていないのか、いないのかということが、町として確認できないため必要ではないかと考える。ただしこれも扱いが非常に難しいと思われる。 <p>前段説明した市の例でいく欠席者については資料を配布してもらう、県の条例の中で意見を言うことができることになっているので、意見書を出せることを案内した文書を、ポスティングなどしてもらうことの対応でどうだろうかと考えます。</p> <p>こういったことを、規則または要綱での規定を考えたいが、先ほど言ったように法的に大丈夫なのかの検討は必要。</p> <p>GX 脱炭素電源法が5月に制定され、この中でFIT法が改正され、説明会の開催が義務付けられ、この運用について現在パブコメがなされている。その中に説明会出席者名簿の提出を許可申請時に求め求めることが盛り込まれている。県も法改正については承知していて、そこと整合を図っていくようだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法については県のホームページへの告知だけではいかなものかと思っており、せめて隣接者にはポスティングや郵送で通知をしてもらうことや事業用地への掲示、規模の大きいものについては新聞広告、場合によっては町ホームページでの周知などが考えられる。ただし過度な事業者負担は避けなければならないと考えている。いずれにしても県の考えている周知方法では不十分であると感じている。 <p>また少なくとも地元区長には文書で通知などしてもらいたい。区長もしくは区の役員には、説明会への出席をお願いできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町職員の説明会への出席については引き続き検討させていただきたい。 <p>判例があり参加者から意見を求められ、行政側が発言したことで、事業ができなくなり訴えられたということを知った。職員の発言が事業に否定あるいは推進と錯覚をしたというような事例。その場で町側に発言を求められると答えようがなく、正直なところ難しさがあると思っている。</p>

<p>(3)</p> <p>事務局</p>	<p>【3 町独自の条例設置について】</p> <p>資料1 (3)により事務局から説明</p> <p>①事業者に協定書を求めることについて、2つの自治体から聞き取りをした。</p> <p>一つは条例上に求めることできることを明記しており、協定締結後に写しを村への提出を義務付けるもの。協定書締結は義務ではないということであった。</p> <p>もう一つの自治体は市の条例等には明記せず、自治会の判断で事業者へ求めていくもの。事業者は自治会から求められれば対応しているようだ。写しの市への提出は求めておらず、実態は不明。</p> <p>県への確認では、説明会での意見もしくはその後に意見書として、区や常会等が協定を求めることで、議事録として残した方がいいのではないかと。議事録は公開されるので、事業者としても対応するのではないかと。逆に対応しませんがということになると、この事業者は不誠実な業者だということが全県どころか全国に知れ渡る。県のホームページに公開されるので、意見書を出す手法の方が妥当ではないかとのこと。</p> <p>②の町の条例が必要性的については、前回の委員1人から意見があった。</p> <p>③は事業者等が倒産や死去した場合、誰の責任で対応できるか、費用負担も含めてということで意見いただいたもの。前回の資料ではFIT法で積み立て制度が始まっていることを説明した。</p> <p>県への確認では、この条例でこのことを網羅することはできない。また太陽光に限った話ではなく、住宅建設や工場建設であっても同じような恐れがあって、それを条例等で網羅して対応することはできないとのことだった。</p> <p>・委員から出された意見も踏まえて、県の方へ確認したのが町確認1から町確認8になる。</p>
<p>事務局</p>	<p>まとめ（町の考え方）を説明</p> <p>・これまでのご意見、協議の等をいただいた中では、現時点では県条例を上回る必要性や立法事実は見当たらないのではないかとと思われる。また安全性に懸念のある案件については、県とともに対応していけることは、住民の生命財産等の安全確保のためには、県条例での運用は有効ではないかと考える。</p> <p>・農用地区域にある農地への設置、ご意見はなかったが史跡天然記念物の指定地だとか、住宅地の隣へ設置するケース。こういった所は配慮が必要な区域とすることが妥当なのか検討している。配慮が必要な区域ということで、その旨を規則または要綱で規定を検討していきたい</p>

	【質 疑】
委員長	それでは質問があれば質問していただいて、その後、各項目別に括弧2の特別委員会のまとめをしたい。
委員	説明会の件で、町職員の出席というのは第三者的な立場になる。議事録が偽造される恐れもある。そういう意味では、町職員が出席していただけるとありがたい。
委員	今の意見に賛成。例えばその説明会があった場合、町の関係者は立場上入れないというのであれば、音声、動画録画を。できないとは思いますが。 議事録の精度は低いと思っている。これまで公関係ではいろいろ伺って、説明会にも行ったが、そんなこと言っていたという噂が飛び交って、非常に困ったこともある。 説明会では意見を言わなくていいから町職員が、出席いただけるとありがたい。
事務局	引き続き検討させていただきたいが、音声録音、録画は個人情報の問題がある。
オブザーバー	一般論として録音、録画は出席者が発言しづらくさせたり、出席しなくなってしまう恐れがある。またそのデータの扱いをどうするのかという問題も当然出てくる。
委員	説明会では発言しなくていいから町職員の出席を。
事務局	検討する。
委員	特別区域があるが、浸水想定区域、文化財施設について配慮するにはどうすればいいか。伊那市は禁止区域にしていると思うが。 特に洪水浸水想定区域については、その天竜川のレベルで指定してある。北小河内、松島、三日町のほとんどが指定されている。既にかかなりの数の太陽光設置がされている。だから、それが流されると大変なことになるのでは。
事務局	禁止区域を定めようとする必要。 伊那市の条例を県がどう扱うか、既に条例制定している自治体も迷っているようだ。伊那市では禁止区域を譲れないという考え方は持っているようだった。一方で県の条例でもいいのではという自治体もある。非常に判断を迷われている。県も例えば、伊那市の条例全部を適用除外にするのか、それともその禁止区域だけを伊那市の独自の部分で生かしていいよとなるのか、これもまだです。これから調整していくようだが、市町村によってバラバラ。 また配慮する区域にした場合も、どのように配慮するのかが不明確なため難しいと考える。

オブザーバー	<p>伊那市条例では、浸水想定区域は禁止区域ではなく抑制区域。</p> <p>文化財については、そもそも伊那市条例制定のきっかけの一つは、埋蔵文化財を毀損してしまった事例があり、報道もされた。規制内容は上位の法律がどういう取り扱いをしているのかで変わってくるが、市町村が条例や規則で横出しできるのかといえば、多分それなりの法的根拠が必要。例えば地すべり防止区域とかに住宅がある場合、移転の勧告を市町村長ができる。そこに住宅があること自体が社会的には望ましくないということが広く法律で合意されていると捉えられるので、そこに太陽光発電所をつけるというのは、やはりまずいだろうというのが、多分誰も文句はないだろうと思います。</p>
委員	<p>5 ページの勧告の関係だが、県条例 31 条の 3 項には維持管理計画に従ってないと勧告できるようだが、維持管理を理由の勧告は困難という意味が分からないがいかがか。</p>
オブザーバー	<p>29 条からまず指導および助言があつて、ちゃんとやっていない場合には立ち入り検査をする。立ち入り検査の結果、不適切と認められ、指導したにもかかわらずそれに沿わない場合には勧告ができ、勧告に従わない場合には措置命令という手順になる。例えば維持管理の不適切を理由とした勧告というのは、標識が立っていないから勧告を出してほしいというような要求を市町村や住民がしてもそれだけでは難しいかもしれない。まずは手順を踏んで指導をする、立ち入り検査をする、標識を設置しない理由を聞く、いつまでに標識を出しなさいということで指導票を県の方から渡す。そういった手続きを取ってからだと思う。</p>
委員	<p>心配するのがここにも書いてあるとおり、雑草の管理、雨水排水の設置、設置はしてもいいけどその管理ができず泥で埋まっていたのでは、全く役に立たないことが想定される。なぜ具体的にここにも書いてあるとおり、管理が適切に行われていない場合は除くという話しをしておいてもらった方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>そういったレベルだと指導を繰り返し行っていくということだった。</p>
委員	<p>そうなると何のための 31 条 3 項なのか</p>
オブザーバー	<p>廃水路が埋まったような場合には、ここにも書いてあるように土砂災害が発生する恐れが生じてきてしまう。指導して全然対応してくれない、早く勧告しないと生命財産に危険を及ぼすことになるので、急傾斜地などのケースでは恐らく発動されるのではないか。土砂災害が起きる恐れ、危険性があるから早く対応してもらわなきゃいけない場合、ちっとも改善されないなら、どうしましょうかっていうふうになる。</p>

委員	50kW 未満はこの資料では市町村が実施というのがあるが、県の規則にそれがあるのか。町が実施する場合に何かあるか。
事務局	県と町でこれ事務協定を交わすことになる。まだ受けることを決定したわけではない。事務処理特例での対応になる。
オブザーバー	さきほど議事録がちゃんと作られないのではという話があった。 例えば農地の関係で説明会が行われた際、説明を受けた方々がこの内容に相違ないということで、議事録署名をしたりしているのか
委員	一概に 100%とは言わないが計画が出てきた場合は、地元の地区委員が現場で業者と確認している。
オブザーバー	思い当たる例としては県の林地開発許可制度。1 ヘクタール以上の森林伐採をして、それを他の用途に転用するとか、造成をする際の許可制度。この制度では県で説明会の報告のフォーマットが決まっていて、そこには住民代表の方、多分区長になると思うが、事業者がまとめた議事録の内容には相違ないと、過不足ないという形で署名をする手続きがある。 議事録に署名することで議事録の精度は上がると思う。
オブザーバー	2 ページで、県では出席者名簿の提出を求める予定がないということだが、これはおそらく事業者が提出したものを全て公表するのが基本なので、出席者名簿も公表することになってしまう。説明会に出た人皆さんのお名前が全国に公表されることになるので、それはどうだろうということだと思っている。

<p>オブザーバー</p>	<p>説明会についても、例えばいろんな意見が住民の皆さんから出れば、それに対して事業者としてどう考えるのか、書面だけではなくて、応答する機会というのは必要だと思っている。意見が出るようなことがあれば一度ではなくて複数回説明会を開くとか、または住民の皆さんも平日集まりやすい方もいれば土日は駄目だという方々もおられるので、丁寧な事業者であればあるほど、合意形成をちゃんととろうと思えば2回開催するとか。県条例第3条に、事業者の責務が定められていて、地域住民と良好な関係を構築するよにというのがあって、説明規定というのも条例の中には大勢の方が知ることができるという感じで、説明会を開かなければいけないということが条例で定めである。</p> <p>説明会を開催するときは関係住民が知り得る、認められる方法により周知しなければいけないということである。</p> <p>県ではホームページぐらいしかサポートできる手段がないが、例えば新聞折り込み広告や地区広報や回覧板で回すとか、そういった形でちゃんとコミュニケーションをとるようにしなければ、そこも含めての誠実性であり、誰もわからない、誰も知らない形で説明会が開かれるということを県条例は想定してないし、その場合は適切ではない。事業者が簡単になる訳ではない。</p> <p>説明会は、あくまで民間事業者と住民の皆さんでのやり取りなので、そこを差配するのは行政として結構難しい。出席者名簿を提出させてどうするの</p>
<p>委員</p>	<p>もし名簿を出す場合は、町はどのようなことで使うのか。箕輪町外の人ばかりだったら意味があるか。あくまで隣接者が出席しているかの確認か？出席者が少ないから説明会をやり直してくださいとかそういうことか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一番は前回意見のあった欠席者の対応。オブザーバーが前回おっしゃったように関心がなくて欠席する人もいるが、都合が悪くて出なかった特に隣接者への対応。隣接者に対しては全く知らないでやってしまっているのかと前回意見があった。誰が出て誰が出てないのか、出ていない人にはどういう対応したのか確認する上で、出席者名簿がないと突き合わせができないと考えた。先ほど市の例では突き合わせていた。資料を送付した人、出席した人がわかるようにして、一覧表を提出してもらっていた。ただオブザーバーが言うようにホームページに公表ということになれば、町でも個人情報のため公表できないと思うし、長野県は当然載せるわけではない。独自に町が求めるかということも義務付けが果たして本当にできるかどうかは、非常に悩ましく簡単に口では言えるが義務づけというのは難しいものがあり、今研究している。</p>

委員	<p>県条例とその上位である農地法とか規則とか通達とかは、県条例が上位になるのか。</p> <p>例えば農地法の施行規則例とかあるが、その下の通達とかガイドラインみたいなものがあるが、バッティングした場合や反対になった場合は、県条例が優先されるのか。</p>
オブザーバー	<p>県の方で農政担当と環境部が協議してないわけがないので、細かなガイドライン、通達についてはどうするのかは、今進めているところだろう。</p> <p>そこがはっきりしないので、年末まで時間がかかっているのではないか。法的には農地法の方が上だと思う。</p>
事務局	<p>先ほども言いましたように県も今悩んでおり、国の再エネ特措法が後追いで改正され、その運用の中に出席者名簿の提出が出ている。このため県も検討していると思う。</p>
オブザーバー	<p>経産省が現場を知った上で制度改正をしているかどうかは不明。</p> <p>出席者名簿を提出させていてどうするのだろうか。平成 29 年改正の際に設定が緩すぎたという指摘を行政法学者などから受けていることもあるのかもしれないが。</p>
事務局	<p>県もその動向を非常に注視しており、細かい規則とかができ切れないうつものもあるようだ。</p>
オブザーバー	<p>実際、林地開発許可の説明会に私も伺った際、事業者が後からこれは林地開発許可の説明会だという説明を加えて、参加者の中には会場の入口に用意された参加者名簿への署名を取り消して欲しいという声があった。</p> <p>個人には署名をしない自由もあるのに、経産省が出席者名簿の提出を義務づけるのはバッティングする話になりかねない。</p> <p>説明会に出席するのもあくまで任意である。</p> <p>だとすると住民の方々のやりとりも任意なので、そこに名簿提出で強制力を持たせることは相当異例のルールだと感じる。</p>
事務局	<p>議論の中で欠席者の取り扱いについて、県では考えていないようであり、再エネ特措法の方でも当然考えてない。どうすればいいか悩ましい課題が残るがいかがか。</p>

オブザーバー	読み取れるのは事業者が住民の皆さんと円滑、良好な関係を構築するよう努めるというのが事業者の責務で、相当程度の人たちが知りうるやり方をしなければいけないということ。やはり口頭での指導になってしまうかもしれない。近隣の方には直接伺うなり説明会の開催について訪問してお伝えするとか、個別に対応するとか、丁寧にやってくださいと、口頭で指導する。その根拠が県条例の第3条ということになるのではないかと。
	【ま と め】
委員長	委員会のまとめであります。 項目ごとにご意見を伺いたい。 1番の住宅や工場の屋根への太陽光パネルの設置について、これにつきましては、町のまとめのとおりでよろしいでしょうか。
委員	異議なし
委員長	それではそのようにいたします。 2番目の同意書・確認書等についてお願いします。
委員	同意書は必要ない。 区長の立場で言うと、自分の管轄区より遠くの人だったらいいが、隣接者の中に区民が10人いて賛成8人、反対2人いた場合、反対している2人の意見を無視して、区長として同意書は出せない。住民同士の争いになる。 これは多数決の話ではないと思う。
委員	オブザーバーが言われたように、不安のある方がいればもう1回説明会をやるとか、そういうことが前提であれば必要ない。皆さんが意見書をしっかり提出したりして、話し合いが十分にできれば、この同意書は、特別に必要なと思う。
委員	先ほど話があったように新聞広告であったり、町だつたりによって近隣の方が知らない人になるべくいないように、説明会さえやってくれば同意書はいらないと思う。 議事録が業者によりに作られることは少し心配。ならば先ほど話があった議事録署名人や必要なら第三者チェックなどしてアップしてくれば、同意書がなくてもいい。議事録の内容さえ正しければ全然それでいいのではないかとと思う。

委員長	<p>他にいかがでしょう。</p> <p>同意書は必要ないのではという意見を何人かからいただいたところでありませう。</p> <p>同意書・確認書については、出されたご意見で、まとめていく方向でよろしいか？</p>
委員	異議なし
委員長	<p>3番の町独自の条例設置について、ご意見を伺いたい。</p> <p>条例っていうパターンでいいのか、規則とか要綱が必要だとかいうのも、町のまとめの中にはありましたので、そういった部分も含めて、委員のご意見をお願いします。</p>
委員	<p>まだ県条例の規則等できないので、運用とか未確定などがある。当面、県条例で超えるようなことが考えられていなければ県条例でいって、そういうものが出てくれば考える格好でやっていったらどうか。</p> <p>他の様子を見て、それで町の問題とかいろいろ出てきたときに、条例・規則が必要になればだと思う。県と町のやり取りがうまくいくかどうか、動き出さないとわからない。</p>
委員	<p>今の委員と同意見。</p> <p>県の条例が動き出さないと箕輪町での欠陥とかそういうものがわかってこない場合もあると思う。とりあえず県条例で動かしてみ、問題が出てきた場合に、町の方で規則とかそういうものを対応するのが現実的ではないかと思う。</p>
委員	<p>同じように思う。県条例でやってみる。</p> <p>ただ今のガイドラインが消えるが、県の条例に載っていないがガイドラインに載っていることはあるか。そういうものは規則とか本当のガイドラインとして残すような考え方がいいのではないかと思う。</p> <p>県の条例でいくとして、今まで一生懸命考えてきた町のガイドラインがあるので、県の条例に任せる部分と町独自のガイドラインで、抜けている部分を残せば、町も独自性も出るかなと思う。</p>
事務局	<p>町ガイドラインで独自に入れ込んだ部分では配慮する区域があつて、農用地区域とか文化財とかがあつて特徴。県条例の中では出てこないのかなど。</p> <p>県のマニュアルの中で何か示すとも言われてはいるので、その状況を見ないと何とも言えない。</p>

オブザーバー	<p>「配慮」というのが何をどこまで配慮するのか。</p> <p>設置をしないように配慮してほしいという意味の配慮なのか、それとも生活環境保全に対して配慮してほしいことなのか。県条例では、全ての地上設置型の太陽光発電については環境配慮をしなければならないということになるので、生活環境保全のための配慮を求めるといのであれば、県条例の方が広く、全ての案件に配慮措置を入れれば第1段階に入れることが定まっている。</p> <p>全般的な環境配慮と、区域を定めた環境配慮区域が出てくる。設置してほしくないように配慮してほしいことであれば、禁止、抑制、配慮の一番弱いレベルでの立地抑制をどこまで町として大事にするかだろう。</p>
委員	<p>今おっしゃった環境配慮区域というのは、県の区域と町が思っている区域と同じか。</p>
オブザーバー	<p>同じではない。現行の町の配慮区域は遺跡とか5項目ぐらいあるようだが、県条例で定めている区域とは県が定める区域であって、市町村が定める区域ではない。</p>
委員	<p>町で持っている区域は残した方がいいのではないか。</p>
オブザーバー	<p>重なり具合がどの程度あるかによるのではないか。</p>
事務局	<p>農用地区域に設置してはいけないというよりは、周辺の農業に影響を及ぼさないようにというようになっている。</p>
事務局	<p>町のガイドラインは環境配慮なので立てないでとかではなく、対策を講ずることとか包括的な形での対策という位置づけにはなる。</p>
オブザーバー	<p>県の専門委員会が出した結論は、環境配慮区域、この後規則で定めることになるが国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物生息地等保護区、水道水源保全地域、国有林、地域森林計画対象森林あたりが環境配慮区域として妥当じゃないかとしている。</p> <p>農用地は入れてない。農用地はソーラーシェアリングの関係含めて、今回の条例ではちょっと扱いづらいということで外してある。</p>

委員	<p>県条例が決まったときに町のガイドラインが廃止されてしまうが、今は町のガイドラインの項目で見届けてきた。議事録の調整とかいっぱい書いてあるが無くなってしまう。県条例による説明会対応が十分に業者に善良的に伝わればいいが、農業委員会事務局の事務処理ができなくなることを心配している。委員の皆さんがそれで良いと言うことであればやむを得ないが、非常にガイドラインがよくできていて、事業者も毎回同じぐらい書いてきているが、事務的に省略されてくるのかと感じている。</p>
オブザーバー	<p>素朴な疑問として聞くが、農業委員会として判断する際の何らかの根拠というのは、今のところ箕輪町の場合は何か持っているか。</p>
委員	<p>農業委員会で農地転用できなければ当然設置することはできない。法令がありその下に通達、要綱、ガイドラインまで見て、法的拘束力のないものについては、業者にあるいは行政書士等をお願いして紳士協定レベルでやっている。時々統一する事案があるが。メガソーラーの説明会において、言った言わない、聞いた聞かないということで噂が飛び交って、委員会にもクレームが来た。それで私は確認できるものが必要かなと思った。現場の事務処理は非常に困るので、広く判断つくような法体系、制度ができてほしいと思うが、曖昧な形になるグレーゾーン多く現場は困る。全般的には賛成だがそういうことを心配している。</p>
オブザーバー	<p>特に県の農政担当とはどういうキャッチボールをしているのか。</p>
委員	<p>農業委員会事務局の局長、次長がとりあっている。 今の経緯もだが何回も聞いている。他市町村の事務担当とも連絡を取り合っており、いろんな事例を勘案して対応している。</p>
委員長	<p>ガイドラインみたいなものが必要だろうと思うが、ガイドラインへ何を入れ込むのか見えてこない。 そこら辺はそういうニュアンスでまとめてもらうしかないかもしれない。</p>
事務局	<p>ガイドラインで提出しなければならないと書いてはあるが、お願いであり強制力がない。だが県条例になれば、事前手続きを踏まえ、説明会をやらなければならない。強制力を持つということでは強くはなる。 最初の議論になるが、県条例を上回る必要性のある条例があるかどうかが一番のポイントだがか。</p>
委員長	<p>町の条例まではいらぬのではという委員からのご意見だった。 ただ、要綱とかガイドラインでお願いをしていくということなら妥当性はあると思う。</p>

オブザーバー	<p>逆に農地法がどうなっているのか。農地法でガイドラインや通達レベルで抑えてやっているものは、町が規則などでできる部分が出てくるのではないか。農地法に沿ってガイドライン化する。これであれば上位法令とそんなに矛盾なく作れるのではないかと思うが。何らかの歯止めが必要だろうというのであれば、上位の法令で制度設計したほうが良いのではないか。</p>
委員	<p>オブザーバーの話であった林地開発や自然災害発生事例などあるか。 第1種農地のようなところへ、50kW以上の大規模なものを作ると想定すると、営農型ではない形ではないか。 そうすると、県知事の言っているゼロカーボン推進と農地保全という立場と、どっちを打ってくるか。現場としてはとても苦しい。</p>
オブザーバー	<p>この10年、固定価格買取制度ができてから長野県の場合には林地を開発するほうが目立つ。林地と相対的に比べたときに農地法は農地を転用するか、農地を農地以外で使うということに最初に規制をかけている法律なので、農地の規制は林地よりも厳しい。転用手続きは制度化されているわけだが数はさほど多くない。一方で林地の場合一般的に規制が緩い。山主も手放しやすく山林開発型が目立つという現状。 今回、県条例では地域森林計画対象森林を許可制としたのは、原則禁止という踏みこんだ措置をとることに社会的合意が広く形成されているだろうと判断した。 農地の方は、ソーラーシェアリングが可能で農業との共存という意味ではいいコンセプト。下でほうれん草を育てるなど若い農家の経営の目標になるような営農型の太陽光も出てきた。</p>
委員	<p>前回委員会で事務局から、農地も県条例に入るといように聞いている。 ソーラーシェアリングは県条例に含まれるのか。ソーラーシェアリングの推進という前がかりになるが、これ矛盾しないのか。</p>
オブザーバー	<p>条例本文には書いてないが、専門委員会の報告書の中では営農型の太陽光発電については、地域と調和せず、地域に裨益しない施設が設置されないよう、また設置される場合には地域と調和して地域に利益をもたらす施設となるように、県独自のガイドラインの整備など必要な措置を講じてください。 ということで報告してある。</p>

委員	<p>都市計画市街地の問題があり、既存の市街地をどう扱っていくのか。住宅地への設置の問題もある。</p> <p>農地のままで今後 20 年間見ると農業後継者がいない場合には、そういうのを考えていく必要がある。国土利用計画も元々ある。</p> <p>全体で考えないとこういう施設は駄目。</p>
委員	<p>難しい問題。具体的な問題を議論できないと思うので、まとめ方とすれば、県条例とガイドライン。ただガイドラインに町の方で考えるという方法でまとめていくしかないのではないかと思う。</p>
委員長	<p>町独自の条例については、今までお話しございましたとおり、条例の設定までは必要ないけれども、ただ県の条例の動きの変化によっては、町独自でも規則なり作るということによろしいか？</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>4 番のその他について自由意見でいただければと思います。</p> <p>ないようなので、括弧 2 の特別委員の委員会のまとめというところを終わりにします。</p>
事務局	<p>括弧 3 その他ですが、今委員長おっしゃられましたように、いただいたご意見をまとめさせていただきます。これを委員長報告という形で委員長からさせていただきますが、その報告書の内容については、委員長にご一任いただくというような形でお願いしたいと思いますが、協議をお願いしたい。</p>
委員長	<p>今までお話ししたとおりの内容になるかと思いますが、いかがでしょうか？ よろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>今ご協議いただきまして同意いただきましたので、委員長から町長へ報告を 10 月 31 日火曜日をお願いしたいと思います。委員の皆様についてはご承知おきいただければと思います。</p>
委員長	<p>委員にも報告書を郵送してもらいたい。</p>
事務局	<p>承知した。委員には報告書を郵送する。</p> <p>報告書及び本日の議事録含めて、町ホームページで公開する。</p> <p>この報告を受けて、11 月中に町の環境審議会でお諮りしていくので、ご承知おきください。</p>
閉会	